様式第２号（第７条関係）

指令第１２号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　島根県松江市八幡町８８０－８
氏名　株式会社フマイクリーンサービス
代表取締役　大　塚　　優
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

令和８年６月２日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、雲南市・飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則第７条により、許可する。

令和８年６月４日

雲南市・飯南町事務組合
管理者　石　飛　厚　志　印

許　可　の　区　分	一般廃棄物収集運搬業
許　　可　　期　　間	令和８年６月２９日～令和１０年６月２８日
営　　業　　区　　域	雲南市・飯南町
その他必要な事項	裏面の許可条件を厳守のこと

令和８年６月４日付け指令第１２号の一般廃棄物収集運搬業の許可にあたり、下記の事項を遵守すること。

記

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに雲南市･飯南町事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する規則、その他関係諸法を遵守し、誠実に一般廃棄物収集運搬業に専念すること。

   特に次のことを遵守すること。
   ① 運搬にあたっては廃棄物が飛散しないよう対応を講ずること。
   ② 許可業務を他人に委託しないこと。
   ③ 営業区域外以外のごみの搬入は行わないこと。
   ④ 雲南市のうち大東町、加茂町、木次町、三刀屋町から発生した一般廃棄物は、雲南エネルギーセンター又はリサイクルプラザへ搬入することとし、雲南市のうち吉田町、掛合町ならびに飯南町から発生した一般廃棄物は、いいしクリーンセンターへ搬入すること。
   ⑤ 運搬にあたる廃棄物取扱自動車は、見えやすいところに許可（許可証の写し）の標示をすること。

2. 雲南市･飯南町事務組合一般廃棄物処理計画に従い、適正な収集運搬を行うこと。

3. 許可証は、事務所又は事業所に掲示すること。また、許可期限が終了したときは直ちに返却すること。